

利用者負担が高額になったとき

高額介護(予防)サービス費

1か月ごとの利用者負担が一定の上限額(下表)を超えたときには、「高額介護(予防)サービス費」が払い戻されます。同一世帯に複数の利用者があるときは、世帯の上限額となります。

対象となるのは、在宅サービス、施設サービス(食費・居住費などを除く)、地域密着型サービスの利用にかかる1割から3割の利用者負担です。

特定福祉用具購入・住宅改修費における利用者負担は対象になりません。

◆所得区分ごとの利用者負担上限額

所得区分		個人の負担上限額	世帯の負担上限額
現役並み所得相当(※1)であり、世帯内に右記に該当する第1号被保険者がいる場合	「課税所得(※2)」690万円(年収約1,160万円)以上	140,100円	140,100円
	「課税所得(※2)」380万円(年収約770万円)～「課税所得(※2)」690万円(年収約1,160万円)未満	93,000円	93,000円
	「課税所得(※2)」380万円(年収約770万円)未満	44,400円	44,400円
上記以外の市町村民税課税世帯の場合		44,400円	44,400円
・世帯全員が市町村民税非課税の場合 ・24,600円への減額により生活保護の被保護者とならない場合(境界層)		24,600円	24,600円
・世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の「課税年金収入額」と年金以外の「合計所得金額(※3)」の合計が80万円以下の場合 ・世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している場合		15,000円	24,600円
・生活保護を受けている場合 ・15,000円への減額により生活保護の被保護者とならない場合(境界層)		15,000円	15,000円(境界層のみ)

(※1)「現役並み所得相当」とは、「課税所得(※2)」が145万円以上の第1号被保険者がいて世帯内の第1号被保険者の収入が単身で383万円以上(2人以上の場合は520万円以上)の場合をさします。

(※2)「課税所得」とは、収入から必要経費(公的年金等控除・給与所得控除等)や所得控除を差し引いた金額です。

(※3)判定に用いる「合計所得金額」は、④ページの欄外(※3)と同様です。

◆高額介護予防サービス費相当の事業

総合事業の訪問型サービスや通所型サービスを利用している方は、計算により該当した場合、高額介護予防サービス費とは別に高額介護予防サービス費相当事業分が支給される場合があります。

◆高額介護(予防)サービス費等の支給を受けるためには申請が必要です

- ・支給の対象となる方には、サービスを利用した月の約3か月後にお知らせをお送りしますので、必要な手続きを各区役所介護保険課で行ってください。
- ・原則申請は初回支給時のみで、2回目以降は申請が不要になります。